

## サイボウズ株式会社 使用許諾契約書

上部に記載されたサイボウズ株式会社（以下、「サイボウズ」といいます。）のソフトウェア製品（以下、各製品を Microsoft SharePoint Feature の「Feature」といい、その総称を「本ソフトウェア製品」といいます。）の使用権（以下、「本ライセンス」といいます。）を購入された法人、団体のみなさま（以下、「お客様」といいます。）へのご注意：

本使用許諾契約書（以下、「本契約書」といいます。）は、本ソフトウェア製品についてお客様とサイボウズとの間に締結される法的な契約書です。お客様は、本ライセンス製品のご購入申し込み前に本契約書の内容を確認する手段やその機会があった場合はサイボウズにご購入を申し込んだ時点、またはご購入申し込み前にもその手段や機会がなかった場合は、ライセンスキー証明書に貼付の保護シールを剥離した時点若しくはライセンスキーが記載された電子ファイルを開封した時点で、本契約書の条項に拘束されることに承諾したものとみなされます。

本ソフトウェア製品は、著作権法および著作権に関する条約をはじめ、その他の知的財産権に関する法律ならびにその条約によって保護されています。本ソフトウェア製品はその利用を許諾されるもので販売されるものではないです。

これらの使用条件に同意できない場合は、本ソフトウェア製品を使用することはできませんので、速やかにアンインストールしサイボウズまたは販売店に連絡のうえ、お買い上げ後 60 日以内に、本ソフトウェア製品の配給媒体（ソフトウェアの記録媒体、登録キー証明書、その他説明書等）が提供された場合はこれらをサイボウズに返品し、これらが提供されていない場合は、ライセンスキーを破棄してください。

### 1. 定義

- (1) 「本ライセンス」とは、本契約書で許諾された範囲内において本ソフトウェア製品を使用することができる権利をいいます。
- (2) 「ライセンスキー」とは、本ライセンスを許諾された場合に与えられる乱英数字等を言います。ライセンスキーを本ソフトウェア製品に登録することにより、本ソフトウェア製品を利用することができます。1つのライセンス毎に1つのライセンスキーが与えられます。
- (3) 「利用ユーザー」とは、「Microsoft SharePoint を使用するユーザーのうち、本ソフトウェア製品に応じた Microsoft SharePoint リストにアクセスできる方をいいます。

### 2. 使用範囲

- サイボウズは本契約において、お客様に対し以下の権利を許諾いたします。
- (1) お客様は、本ライセンスにより許諾された台数以下の数の Web サーバーに本ライセンスをインストールすることができます。お客様は、Microsoft SharePoint ライセンスを購入して作られた環境全ての Web サーバー数に応じた本ライセンスの購入が必要となります。なお、本契約書で許諾された内容を変更・追加するライセンスを取得した場合、当該変更・追加ライセンスは、本ソフトウェアにおいて初めに与えられた本ライセンスと一体のものとして扱われます。
  - (2) 本ソフトウェア製品は利用ユーザーのみ使用することができます。
  - (3) 1つの本ライセンスで許諾された Web サーバーの数、その他の本ライセンスの内容を複数に分割することはできません。
- 本ソフトウェア製品の使用に関して、Feature ごとに異なる使用権の購入が必要となる場合があります。

### 3. その他の条件

- 3-1. 複製・頒布・送信の禁止  
お客様は、本ライセンスの範囲を超えた本ソフトウェア製品の複製、第三者に対する頒布、送信（自動公衆送信、送信可能性を含む）等を行うことは一切できません。
- 3-2. 貸与、担保設定、転売等の禁止  
お客様は、本ソフトウェア製品の貸与、リース、担保設定等を行うことはできません。また、本ソフトウェア製品を使用する権利を譲渡、転売、付与、あるいはその使用を再許諾することはできません。よってお客様はいかなる状況においても、お客様以外の法人または団体の従業員および構成員、その他個人に対して、本ソフトウェア製品を使用する権利を与えることはできません。
- 3-3. リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、改変等の制限  
お客様は、本ソフトウェア製品をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変、または本ソフトウェア製品の派生ソフトウェアを作成することはできません。また、本ソフトウェア製品に関するドキュメントを複製、修正、翻訳または翻案することはできません。
- 3-4. その他

- (1) 本契約書は、お客様に対し、サイボウズの商標またはサービスマークの使用、その他関連した権利を許諾するものではありません。本契約書で明記されていない権利については、サイボウズに留保されます。
- (2) お客様が本ソフトウェア製品を、本ソフトウェア製品の旧バージョン製品（以下、「旧バージョン製品」といいます。）からのバージョンアップ、代替製品からの乗り換えとして使用されるためには、お客様がサイボウズによって本ソフトウェア製品のバージョンアップ対象製品または代替乗り換え対象製品として指定されている製品のライセンスを正規に取得していることを条件とします。お客様が本ソフトウェア製品をバージョンアップとして使用される場合、旧バージョン製品のライセンスは自動的に消滅します。この場合、お客様は、旧バージョン製品を破棄（アンインストール）した後、単一のサーバーコンピュータに本ソフトウェア製品をインストールするものと、本ソフトウェア製品のみを本契約で許諾された範囲内でのみ使用することができます。ただし、旧バージョン製品におけるデータをコンパイルする必要がある場合には、当該コンパイル完了まで旧バージョン製品を使用することができます。この場合、本ソフトウェア製品をインストールした後、速やかにコンパイル作業を行ない、コンパイル作業終了次第速やかに、旧バージョン製品を破棄（アンインストール）しなければなりません。

### 4. 本契約の解除および終了

- (1) お客様が本契約の条項および条件の1つにでも違反した場合、サイボウズは本契約をなんらの催告なくして即時解除することができます。
- (2) 本契約が解除された場合、お客様は、本ソフトウェア製品、構成部分、ドキュメント、ならびにその一切の複製物を破棄、コンピュータの記憶媒体上から完全に消去するものとし、その使用を継続してはなりません。
- (3) 本契約の解除に伴って本ソフトウェア製品の全部または一部が利用不可能となることによって、お客様ならびに第三者が被った損害等について、サイボウズは一切責任を負いません。

### 5. 限定保証

- (1) サイボウズは、お客様が正規な入手経路により有効なライセンスを取得されていることを条件として、サイボウズが推奨したオペレーティングシステム、ハードウェア構成およびネットワーク環境その他の本ソフトウェア製品の使用環境下で本ソフトウェア製品が使用された場合に、以下に掲げる場合を除き、本ソフトウェア製品が重要な点においてマニュアルどおりに機能することを保証します。ただし、本ソフトウェア製品の瑕疵、問題、マニュアルに記載された機能との不一致が、以下のいずれかに該当する場合には、保証の対象となりません。
  - ① 本ソフトウェア製品の修正プログラム（但し、本ソフトウェア製品に適用された修正プログラムについては、本ソフトウェア製品と一体のものとして取り扱うものとします。）、試用版、評価版または先行提供版（β版）「RC版」「動作検証版」その他名称の如何を問わず本ソフトウェア製品が正式にリリースされるまでの間に、サイボウズが提供する全てのソフトウェアを言うものとします。）に起因する場合
  - ② オペレーティングシステム、ハードウェア構成およびネットワーク環境その他の本ソフトウェアの使用環境に起因する場合
  - ③ お客様ご自身が使用する目的で本ソフトウェア製品を修正されたことに起因する場合

- ④ その他本ソフトウェア製品に起因しない場合
- (2) 前項の保証の請求は、お客様が本ソフトウェア製品のライセンスキーを手入力した日から 60 日（但し、法律で認められる最も短い期間が 60 日を超える場合はその最も短い期間）の期間内に、本ライセンスを購入したことおよびライセンスキーを手入力した日を証明する書面を添えて行うものとします。
- (3) 前2項に基づく請求に対するサイボウズおよびその関連会社のすべての責任ならびにお客様の要求を満足させるものであること、本ソフトウェア製品の瑕疵の交換、交換、修理または本ソフトウェア製品の代金の返還のいずれかとなります。なお、本ソフトウェア製品の交換または修理には、本ソフトウェア製品に対する修正プログラムの提供またはバージョンアップ版の提供を含むものとし、サイボウズが当該修正プログラムまたはバージョンアップ版の提供を行った場合、お客様が修正プログラムまたはバージョンアップ版を適用するか否かに関わらず、本項に定める義務を果たしたものとします。

### 6. その他の保証の制限

- (1) お客様は、前条に定める保証が本ソフトウェア製品に関する唯一の保証であることに同意するものとします。
- (2) サイボウズは、前条に記載されたものを除き、本ソフトウェア製品に含まれた機能がお客様の要求を満足させるものであること、本ソフトウェア製品が正常に動作すること、本ソフトウェアに瑕疵（いわゆるバグ、構造上の問題等を含む）が存していた場合にこれが修正されること、のいずれも保証いたしません。
- (3) サイボウズは本ソフトウェア製品の機能および本ソフトウェア製品に付随するサービス等についてお客様の事前の許可なく変更・中止する場合があります。本契約締結時における本ソフトウェア製品と同等の使用環境を永続的に保証するものではありません。
- (4) サイボウズの口頭又は書面等による一切の情報又は助言は、新たな保証を行ない、又はその他いかなる意味においても本保証の範囲を拡大するものではありません。

### 7. 責任の制限

- (1) お客様は、本ソフトウェア製品の使用および本ソフトウェア製品に付随するサービスの利用に基づいて発生した一切の直接・間接の損害（データ滅失、サーバーダウン、業務停滞、第三者からのクレーム等）および危険はすべてお客様のみに負うことをここに確認し、同意するものとします。なお、「本ソフトウェア製品の使用および本ソフトウェア製品に付随するサービスの利用」には、本ソフトウェア製品の瑕疵を修正するための修正プログラムがサイボウズより提供された場合にお客様がその修正プログラムを適用しなかったこと、サイボウズがサービスを提供しなかったことまたは提供した場合にお客様がそれを利用しなかったこともしくは利用したこと等を含みます。
- (2) いかなる場合であっても、不法行為、契約その他の法的根拠による場合でも、サイボウズ、本ソフトウェア製品の供給者、再販売業者、および各情報コンテンツの提供会社は、お客様その他の第三者に対し、営業価値の喪失、業務の停止、コンピュータの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失等を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損失、損害について責任を負いません。さらに、サイボウズは、第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。
- (3) 本契約の下で生じるサイボウズおよび本ソフトウェア製品の供給者の責任は、本ソフトウェアについてお客様が実際に支払った金額を上限とします。

### 8. 登録キー情報の守秘義務と不正使用の禁止

- お客様は、故意、過失を問わず、また本契約終了の前後を問わず、いかなる場合においても本契約において知り得た、本ソフトウェア製品のコード・構造・編成等に関する情報ならびに登録キーに関する全ての情報を第三者に対して開示・漏洩してはけません。また、本契約書に違反した登録キーの不正使用はこれを一切禁じます。

### 9. 著作権等

- (1) 本ソフトウェア製品（HTML プログラム部分および各画面表示部分を含む一切）、本ソフトウェアに関する文書、図面、ドキュメントなどの文書に関する所有権、著作権をはじめとするその他の知的財産権（以下、「本件知的財産権」といいます。）は、サイボウズおよびその供給者に帰属します。
- (2) 本件知的財産権は、著作権法及びその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、お客様はこれらを他の著作物と同様に扱わなければならないものとします。
- (3) 本ソフトウェア製品からアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法及びその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

### 10. 準拠法および権利

- (1) 本契約は法の抵触に関する原則の適用を除いて日本国の法律を準拠法とします。
- (2) 日本国内で行った取引に基づく本契約または本ソフトウェア製品に関して、当事者間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。また、日本国外で行った取引に基づく本契約または本ソフトウェア製品に関して、当事者の間に生ずることがあるすべての紛争、論争または意見の相違は、(社) 日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、東京において仲裁により最終的に解決されるものとします。

### 11. その他

- お客様が入手した本ソフトウェア製品に、本契約と異なる条項の使用許諾契約および条件が添付されている場合は、サイボウズによって特に本契約と異なるものと明記してあるものを除き、お客様による本ソフトウェア製品の使用には、本使用許諾契約が優先して適用されるものとします。本契約は、両当事者間の使用許諾に関する唯一の合意であり、両当事者の署名ないし記名押印ある書面によってのみ、変更することができます。また、販売店がお客様に対して用意している注文書に記載されている条件は、本契約に対して効力を持たず、本契約内容に不一致の影響をもたえるものではありません。本契約の条項のいずれかについて、適用される法令によりその効力が制限される場合には、当該条項は、かかる法令で許容される範囲内で効力を有するものとします。また、本契約の条項のいずれかが、適用される法令により無効とされた場合でも、他の規定は引き続き効力を有するものとします。